2　包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等に係る事項

① 包括免許の番号	
② 法第百三条の六第一項各号に掲げる無線局の別	
③～⑥ ［略］	

［3　略］

［注1～5　略］

別表第十一号の二　外国の無線局の運用許可申請書の添付書類の様式（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合に限る。）（第30条の2第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（混信防止機能） **第九条の四**　法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］	（混信防止機能） **第九条の四**　法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。 ［一～十一　同上］
（市民ラジオの無線局の無線設備） **第五十四条の二**　市民ラジオの無線局（法第四条第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 ［一～七　略］	（市民ラジオの無線局の無線設備） **第五十四条の二**　市民ラジオの無線局（法第四条第一項第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 ［一～七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（放送法施行規則の一部改正）

第四条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用除外） **第二百十四条**　法第百七十六条第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。 一　電波法第四条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送 ［二～八　略］ ［2　略］	（適用除外） **第二百十四条**　［同上］ 一　電波法第四条第一項の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送 ［二～八　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

2　包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局に係る事項

① 包括免許の番号	
②～⑤ ［同左］	

［3　同左］

［注1～5　同左］

別表第十一号の二　外国の無線局の運用許可申請書の添付書類の様式（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合に限る。）（第31条第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［同左］